

那須塩原市農業委員会

第 1 0 回総会議事録

令和 3 年 4 月 2 6 日(月)

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和3年4月26日(月) 午後1時30分～ 午後2時40分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：19名

会長	3	君島 良一	委員	11	菊地 寿行
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	12	藤田 一郎
委員	1	石崎 清	〃	13	高瀬 和夫
〃	4	松本 誠治	〃	14	松本 忠太
〃	5	金田 廣衛	〃	15	室井 孝美
〃	6	木下 久雄	〃	17	槌江 栄作
〃	7	三本木 直人	〃	18	渡辺 秀一
〃	8	秋元 誠	〃	19	島田 晴子
〃	9	大田原 重夫	〃	20	竹村 文祥
〃	10	田淵 徹			

4. 欠席委員：1名（16番 江連 節男委員）

5. 議事録署名人の指名：18番 渡辺 秀一委員、19番 島田 晴子委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第5条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）
- 5) 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 6) 議案第6号 非農地証明願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 報告第1号 令和2年度農業委員会事業実績について
- 9) 報告第2号 豚熱の対応について

7. 事務局職員

事務局長	田代 宰士	主事 葛生 裕昭
局長補佐兼農政係長	村松 隆	
農地係長	佐藤 博之	

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第10回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、江連節男委員です。 在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号18番渡辺秀一委員と議席番号19番島田晴子委員を指名いたします。 それでは 議事に入ります。 議案第1号「買受適格証明願いについて（法第5条関係）」を議題といたします。 番号1番について、石崎 清委員の報告を求めます。
石崎 清委員	議案第1号、番号1番について報告します。 競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適合であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。 願い出内容は、議案書記載のとおりです。 競売地は、黒磯文化会館より北へ500メートルに位置しています。 現地調査は、4月16日、午前10時30分頃に行いました。 競売地は都市計画法上の第二種低層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。 競売への参加目的は、宅地分譲です。 事業計画は、申請地を宅地分譲して利用する内容です。 上下水道は市の施設を利用します。 現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題は無いと判断しました。 地元調査員としては、証明相当として報告を終ります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、石崎 清委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、加藤拓央委員の報告を求めます。
加藤拓央委員	議案第2号、番号1番について報告します。 農地を贈与する申請です。

議長

藤田一郎委員

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、4月22日、午前8時30分頃、申請人宅で、申請人から行いました。

申請地は、JR那須塩原駅より南東へ約3キロメートルに位置しています。

譲受人の経営状況は、水田が31,874平方メートルありますが、すべて貸しています。議案書にもありますように、今回の贈与ですが譲受人の耕作地は0となっています。

申請地については、60年ぐらい前に交換していたが未登記となっていることが、平成28年の地籍調査時に見つかりましたが、実際には譲受人が所有しており、すべて地域の認定農業者に土地を貸している状況でありました。下限面積要件につきましては、50アールに満たない場合でも、農地法第3条第2項ただし書きの政令で定める相当の事由、施行令第2条第3項にありますように、農地の位置、面積、形状等から、隣接地権者が所有権を取得することが相当である場合には、不許可の例外に該当します。

申請地の耕作予定は、引き続き水稻です。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。

また、農地法第3条第2項のその他の各号については、該当しないことを確認いたしました。

番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、加藤拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番及び3番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

議案第2号、番号2番について報告します。

農地を売買する申請です。番号2番と3番の譲渡人は同じ法人です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、4月21日、午前9時30分頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、那須塩原市立高林中学校より北西へ約360メートルに位置しています。

番号2番と3番の場所は隣接しています。

譲受人の経営状況は、8.8ヘクタールの所有地と7.9ヘクタールの借地で、水稻、飼料作物、そばを栽培。農機具等はトラクター5台、コンバイン2台、コーンハーベスター1台、プラウを1台所有しています。

申請地の耕作予定は、全面積すべてデントコーンとイタリアンを作付予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議案第2号、番号3番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、4月21日、午前9時30分頃、申請地で代理人から行いました。

	申請地は、那須塩原市立高林中学校より北西へ約350メートルに位置しています。
	譲受人の経営状況は、6.6ヘクタールの農地を所有しており、現在イタリアン、牧草を作付しているとのことです。農機具等はトラクター2台、ローダー1台、ロータリー、プラウを所有し主に牧草を作付しているとのことです。
	申請地の耕作予定は、すべて牧草作付の予定です。
	調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	まず、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
	次に、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。
渡辺秀一委員	番号4番について、渡辺秀一委員の報告を求めます。
	議案第2号、番号4番について報告します。
	農地を売買する申請です。
	申請内容は議案書記載のとおりです。
	調査は、4月11日、午前9時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。
	申請地は、那須塩原市戸田十字路より北へ約1.5キロメートルに位置しています。
	譲受人の経営状況は、花木栽培、無農薬栽培を行っております。
	申請地の耕作予定は、花木の栽培及び販売をするとのことです。
	調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号4番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、渡辺秀一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。
	番号5番について、大田原重夫委員の報告を求めます。
大田原重夫委員	議案第2号、番号5番について報告します。
	農地を売買する申請です。

	申請内容は議案書記載のとおりです。
	調査は、４月１２日、午前１０時頃、申請地で、申請人の父親から行いました。
	申請地は、那須塩原市立青木小学校より東へ約１キロメートルに位置しています。
	譲受人の経営状況は、５．２ヘクタールの飼料作物と、乳牛、和牛合わせて１２４頭を飼育し、トラクター２台、ローダー３台を所有しています。
	申請地の耕作予定は、飼料用作物を作付予定です。
	調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号５番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。
議長	報告が終わりました。
	番号５番について、質疑、ご意見はございますか。
石崎 清委員	今までも、譲受人が作付けしていた場所なのでしょうか。
大田原重夫委員	今回購入する方ではないのですが、近隣の方が借りて、そこに作物を作付けしていたということです。米を作っていたのが昨年までという状況です。
議長	他に、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。
	番号６番について、金田廣衛委員の報告を求めます。
金田廣衛委員	議案第２号、番号６番について報告します。
	農地を売買する申請です。
	申請内容は議案書記載のとおりです。
	調査は、４月２５日、午前９時３０分頃、申請人宅で、申請人から行いました。
	申請地は、那須塩原市立西小学校より南へ２．５キロメートルに位置しています。
	譲受人の経営状況は、稲作、畑、果樹を１７２アールの耕作と、トラクター５台、コンバイン１台、その他を所有しています。
	申請地の耕作予定は、稲作です。
	調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号６番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。
議長	報告が終わりました。
	番号６番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号６番については許可することに決しました。
	番号７番について、松本忠太委員の報告を求めます。
松本忠太委員	議案第２号、番号７番について報告します。

	農地を贈与する申請です。
	申請内容は議案書記載のとおりです。
	調査は、4月15日、午後5時頃、申請地で、申請人から行いました。
	申請地は、上井口自治公民館より南へ約500メートルに位置しています。
	申請に至った経緯は、譲渡人は後継者がいない為に親類に所有権を移転するために本申請に至りました。譲受人は農地を取得し、規模拡大を図りたいと考えており、贈与について話がまとまったとのことです。
	譲受人の経営状況は、水稻251アールを作付しています。トラクター2台、コンバイン、田植え機を各1台所有しています。
	申請地の耕作予定は、引き続き水稻です。
	調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号7番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。
議長	報告が終わりました。
	番号7番について、質疑、ご意見はございますか。
三本木直人委員	譲渡人と譲受人の関係性を教えていただきたいのですが。
松本忠太委員	申請人に聞いたところ、親類ということです。
議長	他に、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。
	番号8番について、江連節男委員欠席のため事務局の報告を求めます。
事務局	議案第2号、番号8番について、江連節男委員に代わり報告します。
	農地を売買する申請です。
	申請内容は議案書記載のとおりです。
	調査は、4月16日、午前11時頃、申請地で申請人、代理人から行いました。
	申請地は、道の駅湯の香塩原より北へ約0.8キロメートルに位置しています。
	譲受人の経営状況は、譲受人は夫と共に、農地484アールで水稻、野菜を作付けしており、農業機械もトラクター2台、田植え機、コンバインをそれぞれ1台ずつ所有し農業経営を行っています。
	申請地の耕作予定は、引き続き水稻、野菜を作付け予定です。
	調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号8番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。
議長	報告が終わりました。
	番号8番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、事務局の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

田渕 徹委員

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号８番については許可することに決しました。

次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号１番について、田渕 徹委員の報告を求めます。

議案第３号、番号１番について報告します。

売買により、駐車場を整備するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、豊浦公民館より東へ約９０メートルに位置しています。

地元調査は、４月１４日、午後６時頃に申請人から行いました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の第１種中高層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、申請人は以前、申請地の隣においてパン屋を経営していましたが、現在まで辞めていたそうです。それを再開するために駐車場が必要となり、今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地に７台分の駐車場を整備する内容です。

上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号１番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、田渕 徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。

番号２番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太委員

議案第３号、番号２番について報告します。

使用貸借により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立三島中学校より北へ約５００メートルに位置しています。

地元調査は、４月１５日、午後４時頃、申請地で代理人から行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の第１種住居地域であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、現在市内のアパートに居住していますが手狭なため、独立した住宅の建築を計画しました。子育て支援や、両親の将来を考慮し、実家に近い土地での建築を希望していたところ、祖父より快く承諾を得、今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する 内容となっています。

上下水道は 市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

南側農地との境には植栽行い、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わ

議長	ます。 報告が終わりました。
	番号２番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。
	番号３番及び４番について、三本木直人委員の報告を求めます。
三本木直人委員	議案第３号、番号３番について報告します。
	売買により、宅地分譲するための申請です。
	申請内容は議案書記載のとおりです。
	申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北へ約８５０メートルに位置しています。
	地元調査は、４月１７日、午前１０時頃に行いました。
	申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の準住居地域であるため、立地基準上問題ありません。
	申請に至った経緯は、商店や医院、薬局等が近くにあり、大変利便性の高い土地であり、宅地分譲として適しているため。
	事業計画は、申請地に４区画の宅地を造成する内容となっています。
	上下水道は、市の施設を利用し、雨水は雨水浸透槽処理とします。
	周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
	議案第３号、番号４番について報告します。
	売買により、アパートを建築するための申請です。
	申請内容は議案書記載のとおりです。
	申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北へ約８７０メートルに位置しています。
	地元調査は、４月１７日、午前１１時３０分頃に行いました。
	申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の準住居地域であるため、立地基準上問題ありません。
	申請に至った経緯は、商店及び医院、薬局等が近くにあり大変利便性の高い土地であるため、今回の申請に至りました。
	事業計画は、申請地にアパート１棟を建築し、１９台分の駐車場を整備する内容となっています。
	上下水道は 市の施設を利用し、雨水は 雨水浸透槽処理とします。
	周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	まず、番号３番について、質疑、ご意見はございますか。

	《特に意見なし》 無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。 次に、番号4番について質疑、ご意見は ございますか。 《特に意見なし》 無いようですので 三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。
秋元 誠委員	番号5番について、秋元 誠委員の報告を求めます。 議案第3号、番号5番について報告します。 使用貸借により、一般住宅を建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、JR西那須野駅より東へ約1キロメートルに位置しています。 地元調査は、4月13日、午前9時頃に行いました。 申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 申請に至った経緯は、申請人は、市街のアパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、今回の申請地である実家の隣接地に両親と協力して生活するため、子供の就学に合わせて住宅を新築する計画です。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号5番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。
田淵 徹委員	番号6番について、田淵 徹委員の報告を求めます。 議案第3号、番号6番について報告します。 売買により、事務所、集荷所、倉庫、農機具整備場、直売所を整備するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、黒磯文化会館より南東へ500メートルに位置しています。 地元調査は、4月15日、午前11時頃、代理人から行いました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にある

ので第2種農地区分となります。

申請地以外の申請地周辺の土地ではその目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、既存施設の統合を目的として、既存敷地の拡大を最初に試み、敷地を探しましたが、不可能になったため適地である今回の申請地において申請することに至りました。

事業計画は、申請地に事務所、集荷所、倉庫、農機具整備場、直売所を建築し、215台分の駐車場を整備する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は地下式雨水浸透槽処理及び厚崎堀（黒磯土地改良区管理水路）へ放流。

外周にL字擁壁及び歩車道境界ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、田淵 徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

番号7番については、取り下げとなりましたので欠番とします。

番号8番について、三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人委員 議案第3号、番号8番について報告します。

使用貸借により、アパートを建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より東へ約500メートルに位置しています。

地元調査は、4月17日、午前11時頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の第一種住居地域であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、道路の設備状況が大変良好な土地柄であり、市街地や交通機関等が近くにあることから、今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地にアパートを建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

フェンス等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

藤田一郎委員

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）」を議題といたします。

番号1番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

議案第4号、番号1番について調査結果を報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域への編入です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立高林小学校より北東へ約1.4キロメートルに位置しています。

調査は、4月21日、午前10時01分頃に行いました。

申請人は、農業用施設用地の指定及び農地の保全のため、農用地に編入したいとのことです。

申請人の経営状況は、自作地約6ヘクタールを牧草畑として、デントコーン、イタリアンライグラスを耕作して、搾乳牛40頭、育成牛20頭を飼養して、申請者夫婦と長男夫婦が専従として酪農を営んでいます。

申請地の利用予定としては、農業用施設用地以外はすべてデントコーン、イタリアンライグラスを作付け予定とのことです。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。

番号1番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎委員

議案第5号、番号1番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立高林小学校より南東へ約2.8キロメートルに位置しています。

現地調査は、4月18日、午後1時頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は、母と妻、高校生の子2人の5人で生活しておりますが、令和元年に他界した父が建てた現在の家は、築45年が経過し老朽化が激しく使い勝手も悪いので、建て替えを計画しましたが、母が今の家の思い出が強く、現在の母の居住部分を残して撤去し、おじの農地へ一部拡張して新築を計画したところ、拡張部分農地をおじより贈与してくれることになったため、今回の申請になりました。

申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での既存敷地の拡張となる計画ですので、不

議長	許可の例外に該当し、立地基準上問題ありません。 調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員としては、変更相当として調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号 1 番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、藤田一郎委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号 1 番については変更相当として市長へ回答いたします。
菊地寿行委員	番号 2 番について、菊地寿行委員の報告を求めます。 議案第 5 号、番号 2 番について報告します。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立日新中学校より南東へ約 1.1 キロメートルに位置しています。 現地調査は、4 月 14 日、午前 9 時頃に行いました。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 除外を必要とする理由は、本社工場への進入路が狭く、大型車の出入りが困難なため、近隣住民への影響を考え、第 2 工場と一体化して業務の効率化を図るためです。 申請地は周辺農地の広がりがあるが 10 ヘクタール以上となる区域内にあるので第 1 種農地区分となります。 本件は既存の敷地面積の 2 分の 1 を超えない範囲での既存敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当し、立地基準上問題ありません。 調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員としては、変更相当として調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号 2 番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地寿行委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号 2 番については変更相当として市長へ回答いたします。
木下久雄委員	番号 3 番について、木下久雄委員の報告を求めます。 議案第 5 号、番号 3 番について報告します。 申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立大山小学校より南西へ約 900 メートルに位置しています。 現地調査は、4 月 19 日、午前 9 時 20 分頃に行いました。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 除外を必要とする理由は、申請人は現在アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴いアパートでは手狭になるので、戸建ての住宅を建築したいと考えていたところ、義父から敷地の協力が得られたために、今回の農用地区域からの除外申請です。 申請地は周辺農地の広がりがあるが 10 ヘクタール以上となる区域内にあるので第 1 種農地区分とな

議長	ります。 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員としては、変更相当として調査報告を終ります。 報告が終わりました。 番号３番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、木下久雄委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については 変更相当として市長へ回答いたします。
金田廣衛委員	番号４番及び５番について、金田廣衛委員の報告を求めます。 議案第５号、番号４番について報告します。 申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立西小学校より南へ５００メートルに位置しています。 現地調査は、４月２０日、午後４時頃に行いました。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 除外を必要とする理由は、申請人は現在アパートで妻と子と住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になったことから、一般住宅を建築したく土地を探しておりましたが、将来的に祖父母の後を継ぎ農業経営を継承するため、実家に隣接した申出地が最適であるとのことから今回の申請となりました。 申請地は周辺農地の広がりが１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員としては、変更相当として調査報告を終ります。 議案第５号、番号５番について報告します。 申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立東小学校より南西へ６００メートルに位置しています。 現地調査は、４月２１日、午前１０時５分頃に行いました。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 除外を必要とする理由は、申請人は不動産業を営んでおり、申請地が宅地分譲地として最適地であることから今回の申請となりました。 申請地は周辺農地の広がりが１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員としては、変更相当として調査報告を終ります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号４番について、質疑、ご意見はございますか。

	《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、番号５番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号５番については変更相当として市長へ回答いたします。
秋元 誠委員	番号６番について、秋元 誠委員の報告を求めます。 議案第５号、番号６番について報告します。 申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、ＪＲ西那須野駅より南東へ約１．８キロメートルに位置しています。 現地調査は、４月１３日、午前９時３０分頃に行いました。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 除外を必要とする理由は、申請人は市内のアパートに夫婦、子供と４人で居住をしております。今後農業をしている両親の面倒を見ると共に土地の維持をしていくことになるため、実家の隣接地に住居を新築するためとのことです。 申請地は周辺農地の広がり１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員としては、変更相当として調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号６番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、秋元 誠委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号６番については変更相当として市長へ回答いたします。
高瀬和夫委員	番号７番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。 議案第５号、番号７番について報告します。 申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立大貫小学校より南へ約１００メートルに位置しています。 現地調査は、４月１３日、午前１０時頃に行いました。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 除外を必要とする理由は、栃木県北部で空き家を探していたところ、申請地に隣接する土地と建物を譲ってもらえることになりました。それに伴い同一敷地内にある申請地を車両置き場として利用したく今回の申請となりました。アスベスト処理に使用する専門的な機械等は、盗難の不安がありますが、申請地は建物と同一敷地内にあり、周辺を堀と塀に囲まれていることか

	ら盗難防止にもなり、車両置き場として最適地と考えています。 申請地は周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。 本件は隣接する土地と一体利用して同一の事業目的に供する場合で、第１種の農地の占める面積の割合が、３分の１を超えない範囲での計画なので、不許可の例外に該当します。 調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員としては、変更相当として調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号７番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、高瀬和夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号７番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、議案第６号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
松本誠治委員	番号１番について、松本誠治委員の報告を求めます。 議案第６号、番号１番について報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原市役所より北西へ１．７キロメートルに位置しています。 現地調査は、４月１４日、午前９時３０分頃に行いました。 願い出地の現況は、宅地となっており、２０年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真及び家屋評価証明書が添付されています。 証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第２条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員としては、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、松本誠治委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については証明することに決しました。 次に、議案第７号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。
事務局	事務局の説明を求めます。 議案第７号についてご説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。 議案書１３ページから２０ページが「利用権設定関係」の案件で３６件、合計面積は２１８、４９７．２平方メートルとなります。

	この内、１８ページからの１２件、５２，０５７．２平方メートルが中間管理事業の対象となります。 続いて２１ページから２２ページが「所有権移転関係」の案件で５件、面積は５９，５５２平方メートル となります。 調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第３項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題は無いと思われます。
議長	説明が終了しました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第７号は原案のとおり決定しました。 次に、報告第１号「令和２年度農業委員会事業実績について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	<説明>
議長	説明が終了しました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、報告第１号は事務局報告のとおりとします。 次に、報告第２号「豚熱の対応について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	皆さまご承知のとおり、現在市内で豚熱が発生した農場がございまして、２４時間体制で処理を進めています。 その中でＢ農場で殺処分をした豚につきましては、原則敷地内で埋却処分ということでしたが、敷地内でスペースが足りないということがございまして、賃貸借によって借りて、そこに殺処分した豚を埋却しているという状況です。 農地法上農地の貸借、また今回埋却処分ということは、転用行為にあたるもので、本来なら５条の許可の案件になろうかと思うのですが、今回の殺処分が家畜伝染病予防法に基づく処置であり、こちらの処置に関しましては、農地法施行規則の第５３条第１９号という規定がございまして、この許可が不要とされている案件になっていますので、この農業委員会を経ずにこういった処置がされています。また、今回こういった形で貸借された農地については、転用がなされた農地になりますので、農地ではないということで、農地台帳から取り下げというような形になります。今後また同様な案件があった場合は、こちらの規定を活用してということも十分考えられますので、その際には農業委員会総会において報告をさせていただければと思います。
議長	説明が終わりました。

三本木直人委員	このことについて、質疑、ご意見はございますか。
事務局	こういう緊急事態において、法がどうかよりも取り下げを早めるということの方が大事なのでは。法律がどうかというのは、超越してやるべきなのではないかと思うのですが。 超越して何でもやっていいということではありません。国の方としても、そういった場合には迅速に処理をするというようなことなのでこういった規定を置いており、本来そういった手続きをしなければならないけれども、そういった手続きが不要ということであらかじめおいておくので迅速に進められるということかと理解しております。
議長	今回の報告なのですが、そういったことで実施したという報告になっていますので、作業に支障があったわけではありません。また細かい内容については、こういった法律についての質疑については、この後の全員協議会の方で協議していただければと思います。 他に、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、報告第2号は事務局報告のとおりとします。 以上で全ての議事が終了いたしました。 慎重審議いただきありがとうございました。 これをもちまして、那須塩原市農業委員会第10回総会を閉会いたします。